



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 規則

- *41 和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課）…… 2
*42 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（こども支援課）…… 9

○ 告示

- 262 生活保護法による医療機関の指定（社会福祉課）…… 13
263 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止（介護サービス指導課）…… 13
264 介護保険法による介護老人保健施設の廃止（ ” ）…… 14
265 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止
（ ” ）…… 14
266 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（ ” ）…… 14
267 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定（ ” ）…… 15
268 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定
（ ” ）…… 15
269 指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）…… 16
270 指定障害福祉サービス事業者の廃止（ ” ）…… 16
271 ”（ ” ）…… 16
272 ”（ ” ）…… 17
273 指定障害福祉サービス事業者の指定（ ” ）…… 17
274 ”（ ” ）…… 17
275 ”（ ” ）…… 17
276 ”（ ” ）…… 18
277 県営ため池等整備事業の工事の完了（農業農村整備課）…… 18
278 保安林予定森林（森林整備課）…… 18
279 保安林の指定（ ” ）…… 19
280 ”（ ” ）…… 19
281 ”（ ” ）…… 20
282 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明（ ” ）…… 20
283 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明（ ” ）…… 20
284 ”（ ” ）…… 21
285 道路の区域変更（道路保全課）…… 21
286 ”（ ” ）…… 21
287 ”（ ” ）…… 22
288 ”（ ” ）…… 22
289 道路の供用開始（ ” ）…… 22
290 道路の区域変更（ ” ）…… 23
291 ”（ ” ）…… 23
292 道路の供用開始（ ” ）…… 24

293	道路の区域変更	(〃)		24
294	道路の供用開始	(〃)		24
295	道路の区域変更	(〃)		24
296	道路の供用開始	(〃)		25
297	道路の区域変更	(〃)		25
298	〃	(〃)		26
299	指定公金事務取扱者の指定	(港湾空港振興課)		26

○ 選挙管理委員会告示

19	政治団体の設立の届出		27
20	政治団体の届出事項の異動の届出		27
21	資金管理団体の届出事項の異動の届出		29
22	資金管理団体の指定の取消しの届出等		29
23	政治団体の解散の届出		29
24	資金管理団体の届出		29

○ 収用委員会告示

1	土地収用法による裁決手続開始の決定		30
---	-------------------	-------	----

○ 和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

1	さわらの漁業		31
---	--------	-------	----

○ 公告

二級河川亀の川水系河川整備計画の変更	(河川課)		31
二級河川日方川水系河川整備計画の変更	(〃)		31

○ 監査公表

監査公表第8号		32
監査公表第9号		32
監査公表第10号		32
監査公表第11号		32

○ 正誤

令和7年3月21日付け和歌山県報第601号県議会に関する事項和歌山県議会の保有する個人情報 の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程中		33
---	-------	----

規 則

和歌山県規則第41号

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 2（第 5 条、第13条関係） 第 1 建築物に関する整備基準		別表第 2（第 5 条、第13条関係） 第 1 建築物に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準

略

5 便所

- (1)～(6) 略
- (7) 用途面積が2,000平方メートル以上の公共的施設（共同住宅を除く。）には、次に定める基準に適合するよう便所を設けること。
- ア 不特定多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所（以下「不特定多数利用便所」という。）をこれらの者が利用する階（直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある階又は当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。
- イ 不特定多数利用便所は、特定の階に偏らないことその他の不特定かつ多数の者又は障害者、高齢者等が利用する上で支障がない位置に設けること。
- ウ 不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）においては、当該不特定多数利用便所のうち次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める数（当該階に設ける不特定多数利用便所の数が当該定める数より少ない場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数）以上のものに、(2)に定める構造の車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口を有する階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がない場合においては、この限りでない。
- (ア) 便所設置階の床面積が10,000平方メートル以下の場合 1
- (イ) 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2
- (ウ) 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 2に40,000平方メートルを超える床面積20,000平方メートルごとに1を加

略

5 便所

(1)～(6) 略

	えた数		
6 駐車場	(1) 駐車場を設ける場合においては、全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車区画を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車に駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合においては、この限りでない。 (2) 車椅子使用者用駐車区画は、次に定める基準に適合するものとする。 ア 車椅子使用者用駐車区画は、当該車椅子使用者用駐車区画へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車区画に至る経路（(3)に定める構造の駐車場内の通路又は7の項(1)及び(3)に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。ただし、屋根又はひさしを設けるためにやむを得ず当該距離が長くなる場合は、この限りでない。 イ・ウ 略 (3) 車椅子使用者用駐車区画へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路は、7の項(1)、(3)及び(6)に定める構造とすること。	6 駐車場	(1) 駐車場を設ける場合においては、全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車区画を設けること。 (2) 車椅子使用者用駐車区画は、次に定める基準に適合するものとする。 ア 車椅子使用者用駐車区画は、当該車椅子使用者用駐車区画へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車区画に至る経路（(3)に定める構造の駐車場内の通路又は7の項(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。ただし、屋根又はひさしを設けるためにやむを得ず当該距離が長くなる場合は、この限りでない。 イ・ウ 略 (3) 車椅子使用者用駐車区画へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路は、7の項(1)から(3)まで及び(6)に定める構造とすること。
略	略	略	略
8 観覧席及び客席	(1) 観覧席又は客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者用部分を確保すること。 ア 車椅子使用者用部分の数は、当該観覧席又は客席に設ける座席の数が400以下の場合には2以上、400を超える場合には2に400を超える座席の数200ごとに1を加えた数以上とすること。 イ 車椅子使用者用部分は、次に定める構造とすること。 (ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。 (イ) 奥行きは、135センチメートル以上とすること。 (ウ) 床は、水平とすること。	8 観覧席及び客席	(1) 観覧席又は客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者用の席を確保すること。 ア 車椅子使用者用の席の数は、席の総数が100席以下の場合には1以上、100席を超え400席以下の場合には2以上、400席を超える場合には2に400席を超える席数200席ごとに1を加えた数以上とすること。 イ 車椅子使用者用の席は、車椅子使用者が使用するために十分な床面積を確保すること。 ウ 車椅子使用者用の席の床は

	(2) 観覧席又は客席を有する室の出入口から車椅子使用者用部分に至る当該室内の通路のうち、それぞれ 1 以上の通路は、次に定める構造とすること。 ア～ウ 略
略	
20 増改築等における整備基準の適用範囲	特定施設の整備基準に係る部分の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「増築等」という。）をする場合は、次に掲げる部分に限り 1 の項から 19 の項までの規定を適用する。 (1) 略 (2) 道等から(1)の部分にある各室までの 1 以上の経路（当該利用居室が 8 の項の劇場等の観覧席及び客席である場合にあっては、車椅子使用者用部分までの経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、エレベーター、傾斜路及び敷地内の通路 (3) 略 (4) (1)の部分にある各室（当該部分に各室が設けられていない場合にあっては、道等）から車椅子使用者用便房までの 1 以上の経路（当該利用居室が 8 の項の劇場等の観覧席及び客席である場合にあっては、車椅子使用者用部分までの経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、エレベーター、傾斜路及び敷地内の通路 (5) 略 (6) 車椅子使用者用駐車区画から(1)の部分にある各室（当該部分に各室が設けられていない場合にあっては、道等）までの 1 以上の経路（当該利用居室が 8 の項の劇場等の観覧席及び客席である場合にあっては、車椅子使用者用部分までの経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、エレベーター、傾斜路及び敷地内の通路

第 2 ～ 第 4 略
第 5 建築物以外の駐車場に関する整備基準

整備項目	整備基準
駐車場	駐車場は、次に定める基準に適合するものとする。 (1)・(2) 略 (3) 車椅子使用者用駐車区画へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路は、第 1 の表の 7 の項(1)、(3)及び(6)に定める構造とすること。 (4) 略

別記第 3 号様式（第 7 条、第 12 条関係）

	、水平であること。 (2) 観覧席又は客席を有する室の出入口から車椅子使用者用の席に至る当該室内の通路のうち、それぞれ 1 以上の通路は、次に定める構造とすること。 ア～ウ 略
略	
20 増改築等における整備基準の適用範囲	特定施設の整備基準に係る部分の増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「増築等」という。）をする場合は、次に掲げる部分に限り 1 の項から 19 の項までの規定を適用する。 (1) 略 (2) 道等から(1)の部分にある各室までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、エレベーター、傾斜路及び敷地内の通路 (3) 略 (4) (1)の部分にある各室（当該部分に各室が設けられていない場合にあっては、道等）から車椅子使用者用便房までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、エレベーター、傾斜路及び敷地内の通路 (5) 略 (6) 車椅子使用者用駐車区画から(1)の部分にある各室（当該部分に各室が設けられていない場合にあっては、道等）までの 1 以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、エレベーター、傾斜路及び敷地内の通路

第 2 ～ 第 4 略
第 5 建築物以外の駐車場に関する整備基準

整備項目	整備基準
駐車場	駐車場は、次に定める基準に適合するものとする。 (1)・(2) 略 (3) 車椅子使用者用駐車区画へ通ずる出入口から車椅子使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路は、第 1 の表の 7 の項(1)から(3)まで及び(6)に定める構造とすること。 (4) 略

別記第 3 号様式（第 7 条、第 12 条関係）

施設整備項目表 (建築物)
(第 1 面)

略

略

(第 2 面)

略

(第 3 面)

略

(第 4 面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
7 便所	略		
	(7) 略	略	
	(8) <u>用途面積が 2,000㎡以上の公共的施設(共同住宅を除く。)のみ以下アからウまでに記入</u>	適 否	
	<u>ア 不特定多数利用便所を不特定多数の者が利用する階の階数に相当する数以上設けること。</u>	適 否	
	<u>イ 不特定多数利用便所は特定の階に偏らない等利用に支障がないこと。</u>		
ウ 不特定多数利用便所を設ける階への車椅子使用者用便房の設置数について、以下(ア)から(イ)までに記入	(ア) <u>便所設置階の床面積が10,000㎡以下の場合</u>	適 否	
	(イ) <u>便所設置階の床面積が10,000㎡を超え40,000㎡以下</u>	適 否	

施設整備項目表 (建築物)
(第 1 面)

略

略

(第 2 面)

略

(第 3 面)

略

(第 4 面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
7 便所	略		
	(7) 略	略	

	の場合 2 (ウ) 便所設置階の床面積が40,000㎡を超える場合 2に40,000㎡を超える床面積20,000㎡ごとに1を加えた数	適 否	
略			

(第 5 面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
10 観覧席及び客席	(1) 観覧席又は客席の座席の総数	略	
	(2) 車椅子使用者用部分の数(座席の数が400以下の場合 2 以上、400を超える場合は 2 に400を超える座席の数200ごとに1を加えた数以上)	区画	
	(3) 各車椅子使用者用部分の1区画当たりの大きさ(間口×奥行)	略	
	(4) 観覧席又は客席を有する室の出入口から、車椅子使用者用部分に至るそれぞれ1以上の通路について、以下アからエまでに記入 ア～エ 略	略	
略			

(第 6 面)

略

施設整備項目表（建築物以外の公共交通機関の施設）

略			

(第 5 面)

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
10 観覧席及び客席	(1) 観覧席又は客席の総数	略	
	(2) 車椅子使用者用観覧席又は客席の席数(席の数が100席以下の場合 1 以上、100席を超える場合は 2 に400席を超える席数200席ごとに1を加えた数以上)	席	
	(3) 各車椅子使用者用観覧席又は客席の1席当りの大きさ(間口×奥行)	略	
	(4) 観覧席又は客席を有する室の出入口から、車椅子使用者用の席に至るそれぞれ1以上の通路について、以下アからエまでに記入 ア～エ 略	略	
略			

(第 6 面)

略

施設整備項目表（建築物以外の公共交通機関の施設）

(第 1 面)

略

略

(第 2 面)

略

(第 3 面)

略

(第 4 面)

略

(第 5 面)

略

(第 6 面)

略

(第 7 面)

略

施設整備項目表（道路）

略

略

施設整備項目表（公園）
(第 1 面)

略

略

(第 2 面)

略

(第 3 面)

略

施設整備項目表（建築物以外の駐車場）

略

略

(第 1 面)

略

略

(第 2 面)

略

(第 3 面)

略

(第 4 面)

略

(第 5 面)

略

(第 6 面)

略

(第 7 面)

略

施設整備項目表（道路）

略

略

施設整備項目表（公園）
(第 1 面)

略

略

(第 2 面)

略

(第 3 面)

略

施設整備項目表（建築物以外の駐車場）

略

略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後

に着手する建築に適用し、この規則の施行の日前に着手した建築については、なお従前の例による。

和歌山県規則第42号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和62年和歌山県規則第83号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第7号様式 (第6条関係)

療 育 給 付 申 請 書									
本 人	ふりがな 氏 名					男・女	生年 月 日	年 月 日	
	個人番号								
	住 所 地 (住民票 所在地)								
	現 在 地 (住所地と異 なる場合)								
扶 養 義 務 者	氏 名				本 人 と の 続 柄			職 業	
	個人番号								
	居 住 地								
医療保険各法の 記号及び番号					保 険 者 等 の 名 称				
希 望 す る 指 定 療 育 機 関 の 名 称 及 び 所 在 地									
備 考									
別紙関係書類を添えて上記のとおり療育の給付を申請します。 申請者 住所 本人との続柄 申請者氏名 年 月 日 和歌山県知事 様									
申請受付 年 月 日				進 達 年 月 日				決 定 年 月 日	
経 由 保 健 所 名									

記載上の注意

- 1 「住所地」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- 2 「現在地」の欄は、現在所在する場所を記入してください。病院等に入院しているときは、その住所を記入してください。
- 3 「居住地」の欄は、現在居住している住所を記入してください。帰省等している場合は帰省先等の住所を記入してください。

別記第21号様式を次のように改める。

別記第21号様式 (第22条関係)

児 童 同 居 届 出 書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
届出者
氏 名

児童福祉法第 30 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

※市町村における受付年月日 年 月 日

児童を同居させている者の欄	氏 名		性別		年齢	歳	職 業	
	住 所							
	電 話 番 号			家業があればその具体的な内容				
	同居している親族	父(歳) 母(歳) 配偶者(歳) 男の子(歳 歳) 女の子(歳 歳)						
		その他の者						
上記以外の同居人(児童を除く。)の年齢、性別、職業及び届出人との続柄								
同居している児童の欄	氏 名		性別		年齢	歳	同居させている者との間柄	
	本 籍 地	都道府県						
	前 住 所							
	同居の目的	1 教育 2 雇用		同居の理由				
	学 校 関 係							
	親権者又は後見人氏名		性別		年齢	歳	職 業	
親権者又は後見人と児童との間柄		住 所						
同居を始めた日								
同居の予定期間	1 有 年 月 日まで 2 無			衣食費の負担	1 親等が全部負担する。 2 親等と児童を同居させている者が一部ずつ負担する。 3 児童を同居させている者が全部負担する。 4 児童が全部負担する。			
児童の受託の際の仲介者の有無	1 有 2 無	氏 名		性別		年齢	歳	職 業
	住 所							
仲介者と児童との関係								
児童を働かせることとすればその関係	1 場所 2 仕事の内容 3 賃金							
その他の参考事項								

備考

- 届出をする者は、※欄に記入しないこと。
- 該当する番号に○印をつけること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀医新 66-06	前尾クリニック	紀の川市桃山町市場341-1	令和 7. 2. 25

和歌山県告示第263号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業 者 番 号	事業者の名称 又 は 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	廃 止 年 月 日
30721006 09	社会福祉法人清英会	デイサービスセンター虹	和歌山県日高郡みなべ町 埴田1450-1	通所介護	令和 7. 3. 31
30724007 69	社会福祉法人上富田町社 会福祉協議会	デイサービスセンターく ちくまの	和歌山県西牟婁郡上富田 町市ノ瀬2504-8	通所介護	令和 7. 3. 31
30714014 20	Tak株式会社	訪問介護ステーショング ッデイ	和歌山県海南市重根530- 1 フレグランス大谷102	訪問介護	令和 7. 3. 31
30716002 52	ありだ農業協同組合	JAありだ訪問介護センタ ー	和歌山県有田郡有田川町 清水343-1	訪問介護	令和 7. 3. 31
30718001 34	有限会社三毛商店	ヘルパーステーション憩 いの里	和歌山県岩出市船戸116	訪問介護	令和 7. 3. 31
30721000 96	社会福祉法人美浜町社会 福祉協議会	社会福祉法人美浜町社会 福祉協議会	和歌山県日高郡美浜町大 字和田1138番地の326	訪問介護	令和 7. 3. 31
30722017 53	一般社団法人ぼくらの家	ホームヘルパーつくし	和歌山県西牟婁郡上富田 町岩田2707-3	訪問介護	令和 7. 3. 31
30725006 59	社会福祉法人和歌山県福 祉事業団	ホームヘルプはーとふれ んど	和歌山県東牟婁郡串本町 田原700	訪問介護	令和 7. 3. 31

30722019 51	株式会社シーヒューマン	ケアセンター田辺	和歌山県田辺市稲成町21 9-1	訪問介護	令和 7.4.3
----------------	-------------	----------	---------------------	------	-------------

和歌山県告示第264号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定に基づく指定介護老人福祉施設の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第93条第2号の規定に基づき公示する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者 番 号	事業者の名称 又 は 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	廃 止 年月日
30721006 25	社会福祉法人清英会	介護老人福祉施設虹	和歌山県日高郡みなべ町 埴田1450-1	介護老人福祉 施設	令和 7.3.31

和歌山県告示第265号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者 番 号	事業者の名称 又 は 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	廃 止 年月日
30723007 12	社会福祉法人熊野福祉会	特別養護老人ホーム熊野 川園新館	和歌山県新宮市熊野川町 西187番地	短期入所生活 介護 介護予防短期 入所生活介護	令和 7.3.30
30721006 17	社会福祉法人清英会	短期入所生活介護虹	和歌山県日高郡みなべ町 埴田1450-1	短期入所生活 介護 介護予防短期 入所生活介護	令和 7.3.31
30622902 38	株式会社シーヒューマン	訪問看護ステーションmo mo	和歌山県田辺市稲成町21 9-1	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和 7.4.3

和歌山県告示第266号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者 番 号	事業者の名称 又 は 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満 了 の 日
30710015 27	株式会社コネクタ ア	生活介護事業所な 彩	和歌山県橋本市高野口 町名倉666-2	通所介護	令和 7.4.1	令和 13.3.31

30714014 87	有限会社ライフパートナー	ライフパートナー	和歌山県海南市重根348-2 ライフパートナー重根1F	通所介護	令和 7. 4. 1	令和 13. 3. 31
30721011 44	社会福祉法人善光会	デイサービスセンター バタフライヒルみなべ虹	和歌山県日高郡みなべ町埴田1450-1	通所介護	令和 7. 4. 1	令和 13. 3. 31
30716015 81	和歌山県農業協同組合	ありだ訪問介護センター	和歌山県有田郡有田川町清水343-1	訪問介護	令和 7. 4. 1	令和 13. 3. 31
30718009 69	株式会社KNC企画	ひまわり福祉サービス岩出事業所	和歌山県岩出市船戸116	訪問介護	令和 7. 4. 1	令和 13. 3. 31
30722013 40	株式会社明和	ヘルパーステーション ソルマーレ	和歌山県田辺市下万呂588-1 フロムドットビル103号	訪問介護	令和 7. 4. 1	令和 13. 3. 31
30722020 41	株式会社レオ	指定訪問介護事業所 ミライ	和歌山県田辺市文里二丁目35-2-4 102号室	訪問介護	令和 7. 4. 1	令和 13. 3. 31

和歌山県告示第267号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項の規定により介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の満了の日
30721011 69	社会福祉法人善光会	特別養護老人ホーム バタフライヒル みなべ虹	和歌山県日高郡みなべ町埴田1450-1	介護老人福祉施設	令和 7. 4. 1	令和 13. 3. 31

和歌山県告示第268号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の満了の日
30721011 51	社会福祉法人紀成福祉会	美山の里指定短期入所生活介護事業所	和歌山県日高郡日高川町大字初湯川213番地1	短期入所生活介護	令和 7. 4. 1	令和 13. 3. 31
				介護予防短期入所生活介護	令和 7. 4. 1	令和 13. 3. 31
30721011 77	社会福祉法人善光会	ショートステイバタフライヒルみなべ虹	和歌山県日高郡みなべ町埴田1450-1	短期入所生活介護	令和 7. 4. 1	令和 13. 3. 31
				介護予防短期入所生活介護	令和 7. 4. 1	令和 13. 3. 31
30613901 04	合同会社Be Yourself	訪問看護ステーション ポラリス	和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野878-3 ガー	訪問看護	令和 7. 4. 1	令和 13. 3. 31

			デンハイツかつらぎ201号室	介護予防訪問看護	令和 7. 4. 1	令和 13. 3. 31
30622901 54	株式会社明和	訪問看護ステーションたいよう	和歌山県田辺市下万呂588-1 フロムドットビル103号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和 7. 4. 1 令和 7. 4. 1	令和 13. 3. 31 令和 13. 3. 31
30624901 76	株式会社釈迦戸	訪問看護ステーションえーる	和歌山県西牟婁郡白浜町内ノ川573番地の1	訪問看護 介護予防訪問看護	令和 7. 4. 1 令和 7. 4. 1	令和 13. 3. 31 令和 13. 3. 31
30625901 65	合同会社Lien	訪問看護ステーションりあん	和歌山県東牟婁郡串本町串本10-13	訪問看護 介護予防訪問看護	令和 7. 4. 1 令和 7. 4. 1	令和 13. 3. 31 令和 13. 3. 31

和歌山県告示第269号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3050300 015	放課後等デイサービスびいういず	和歌山県橋本市三石台2-4-3	放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	株式会社BEWITH	和歌山県橋本市三石台2-4-3	令和 7. 4. 1

和歌山県告示第270号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3012100 024	社会福祉法人美浜町社会福祉協議会	日高郡美浜町大字和田1138番地の326	居宅介護	社会福祉法人美浜町社会福祉協議会	日高郡美浜町大字和田1138番地の326	令和 7. 3. 31

和歌山県告示第271号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3012250 399	ヘルパーステ ーションソルマ ーレ	田辺市下万呂588-1 フロムドットビ ル103号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	株式会社明和	西牟婁郡白浜町172 9-2	令和 7. 4. 1

和歌山県告示第272号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3012250 852	ケアセンター田 辺	田辺市稲成219-1	居宅介護 重度訪問介護	株式会社シーヒ ューマン	大阪府大阪市天王 寺区上本町6-2-26	令和 7. 4. 3

和歌山県告示第273号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3010300 030	すみれ障害福祉 事業所	紀の川市北大井 509-1	就労継続支援 B型	特定なし	株式会社ケア パートナーズ	紀の川市東大井 77-11	令和 7. 4. 1

和歌山県告示第274号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3012250 399	ヘルパーステ ーションソルマ ーレ	田辺市下万呂58 8-1 フロムド ットビル103号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定なし	株式会社明和	西牟婁郡白浜町 1729-19	令和 7. 4. 1

和歌山県告示第275号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3020200 014	グループホーム OhanA	海草郡紀美野町 小畑834-56	共同生活援助	特定なし	株式会社Ohan A	岩出市山51番地 の11	令和 7. 4. 1

和歌山県告示第276号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3012125 252	はびあとケア	日高郡日高川町 和佐2066-33	行動援護	特定なし	Happy Art合 同会社	日高郡日高川町 和佐2066-33	令和 7. 4. 1

和歌山県告示第277号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 上広野池地区
- 2 確定年月日 令和5年9月1日
- 3 工事を完了した時期 令和7年3月24日

和歌山県告示第278号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字大蔵字黒ヶ谷71の1から71の3まで、71の5、72の1、72の2、73の1、73の2、98の1、98の2、字萱谷185、186、187の1、187の2、228、229の1、229の3から229の8まで、229の10、229の12、229の14、229の16、230の1から230の3まで、230の6から230の9まで、230の11、230の12、230の14から230の21まで、230の23、230の25、230の27、232の1、232の3、233の1から233の3まで、233の5、234の3、字棚ノ木谷235の1、263の1、263の2、274の1、275から277まで、278の1、字西谷285の1、286の1、286の2、287から289まで、291の1、291の2、292、292の1、293、295の2、322の1、字大蔵垣内536の1、字井ノ上539、540の1、540の2、541、543、大字宮川字柳垣内393の1、395、398、399の1から399の3まで、563、564の1、564の2、字平畑579の1、579の4、581、626
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第279号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林の所在場所 日高郡みなべ町東本庄字北ノ垣内1131、1132の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北ノ垣内1131（次の図に示す部分に限る。）、1132の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第280号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字初湯川字加露渡1925の1、1925の2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第281号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町城字瀧之川359

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第282号

令和7年和歌山県告示第172号（以下「告示第172号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を白浜町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

小倉増右衛門

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第172号のとおり

和歌山県告示第283号

令和7年農林水産省告示第355号（以下「告示第355号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

上東たかゑ

中村祥三

前岡久量

森脇邦治

中野彰夫

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第355号のとおり

和歌山県告示第284号

令和7年農林水産省告示第356号（以下「告示第356号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不分明である通知の相手方
- 大西正豊
- 新谷亘乎
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
- 告示第356号のとおり

和歌山県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 168号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
新宮市熊野川町日足字浦ノ井地 861番1地先から同市熊野川町日 足字浦地358番3地先まで	旧	7.65 } 14.55	943.20	高倉橋 L=10.60

和歌山県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
新宮市熊野川町日足字浦地357 番9地先から同市熊野川町日足 字浦ノ井地876番1地先まで	旧	7.65 } 14.55	943.20	高倉橋 L=10.60

和歌山県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市龍神村西字東原534番5地 先から同市龍神村東字西どの71 5番1地先まで	旧	4. 74 } 23. 81	1, 195. 42	
同上	新	8. 20 } 34. 90	1, 195. 42	県道龍神十津川線と重用延長 370. 00メートルを含む。

和歌山県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中辺路町大内川字上栖94 3番5地先から同市中辺路町大内 川字高畑975番地先まで	旧	4. 20 } 12. 40	361. 10	県道平瀬上三栖線と重用延長36 1. 10メートルを含む。
同上	新	6. 90 } 19. 80	361. 10	県道平瀬上三栖線と重用延長36 1. 10メートルを含む。

和歌山県告示第289号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 田辺市中辺路町大内川字上栖943番5地先から同市中辺路町大内川字高畑975番地先まで

供用開始の期日 令和7年4月8日

和歌山県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 串本古座川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町三尾川字下タノ地987番3地先から同町三尾川字追野々1979番8地先まで	旧	4.33 } 7.75	140.09	
同上	新	6.68 } 16.70	139.61	

和歌山県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山田岸上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市吉原字桑原178番1地先から同市吉原字寺前229番1地先まで	旧	4.65 } 7.00	41.49	
同上	新	6.72 } 9.47	42.97	

和歌山県告示第292号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 山田岸上線

供用開始の区間 橋本市吉原字桑原178番1地先から同市吉原字寺前229番1地先まで

供用開始の期日 令和7年4月8日

和歌山県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 温川田辺線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市伏菟野字前谷840番1地先から同市長野字沖見851番4地先まで	旧	3. 60 } 6. 00	46. 10	
同上	新	5. 40 } 8. 90	46. 10	

和歌山県告示第294号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 温川田辺線

供用開始の区間 田辺市伏菟野字前谷840番1地先から同市長野字沖見851番4地先まで

供用開始の期日 令和7年4月8日

和歌山県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 大附見老津停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
西牟婁郡すさみ町小河内字臼ノ谷1488番1地先から同町小河内字みゝど868番1地先まで	旧	4.36 } 12.75	242.75	
同上	新	8.98 } 15.58	242.47	

和歌山県告示第296号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 二見御幸辻停車場線

供用開始の区間 橋本市隅田町山内字菖蒲1242番1地先から同市隅田町山内字菖蒲1236番1地先まで

供用開始の期日 令和7年4月8日

和歌山県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 龍神十津川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市龍神村殿原字大網代1320番11地先から同市龍神村殿原字谷口1051番5地先まで	旧	4.80 } 4.80	56.00	大網代トンネル L=56.00

和歌山県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 紀の川自転車道線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市桃山町段字北島362番1地先から同市桃山町元字山崎1番13地先まで	旧	4.00 } 14.20	2,257.20	
同上	旧	3.20 } 19.30	2,252.30	
同上	新	3.20 } 19.30	2,252.30	

和歌山県告示第299号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次の者を指定公金事務取扱者として指定し、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定公金事務取扱者として指定した者

名 称	住所又は事務所の所在地	対象施設（括弧内は、当該対象施設の所在する港湾、漁港又は海浜公園の名称）
紀州日高漁業協同組合	御坊市塩屋町南塩屋450番地4	塩屋第二小型船舶係留施設（日高港）及び西川小型船舶係留施設（日高港）
和歌山東漁業協同組合	東牟婁郡串本町串本1884番地	浦神小型船舶係留施設（浦神港）及び漁港施設（串本漁港、有田漁港及び下田原漁港）
紀州勝浦漁業協同組合	東牟婁郡那智勝浦町大字築地七丁目8番地2	勝浦小型船舶係留施設（勝浦港）及び漁港施設（勝浦漁港）
新庄漁業協同組合	田辺市新庄町2827番地3	文里港小型船舶係留施設（文里港）
雑賀崎地区連合自治会 会長 寺井節次	和歌山市雑賀崎201番地	雑賀崎緑地施設（和歌山下津港）
富士警備保障株式会社	和歌山市汐見町三丁目34番地	和歌山マリーナ南側駐車場（和歌山下津港）
比井崎漁業協同組合	日高郡日高町大字阿尾178番地の10	漁港施設（阿尾漁港）

和歌山南漁業協同組合	田辺市江川43番35号	漁港施設（田辺漁港）
片男波海水浴場管理運営委員会 会長 梶間敏之	和歌山市和歌浦南三丁目1740 番地	海浜公園施設（和歌山県片男波ビーチ）
浜の宮ビーチ管理運営委員会 会長 林紀生	和歌山市毛見1214番地2	海浜公園施設（和歌山県浜の宮ビーチ）

2 委託した公金事務

対象施設に係る使用料の収納事務

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年4月1日

4 公金事務の委託をした日

令和7年4月1日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

その他の政治団体

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の 名 称	代 表 者 の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所 の 所 在 地	公職の種類 (第1号)	公職の候補 者 の 氏 名	公職の種類 (第2号)	届 出 年月日
すえよし亜矢 応援会	末吉亜矢	橋本博文	和歌山市新八百 屋丁11	参議院議員	末吉亜矢	参議院議員	令和 7. 2. 14

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山本竜児後援会	山本竜児	山本竜児	田辺市明洋2-5-15	令和 7. 2. 10
串本町地域生活 ・産業・教育環 境研究会	立野仁徳	立野梨沙	東牟婁郡串本町和深2009番地1	令和 7. 2. 12
高栖浩史後援会	高栖浩史	三浦健	田辺市本宮町本宮430番地の1	令和 7. 2. 13
田辺市の未来を 創造する会「赤 木かづや後援会 」	赤木加津也	赤木真裕美	田辺市文里二丁目35-2-4 シーヴィレッ ジ101号室	令和 7. 3. 3
林けんじ後援会	林謙二	林美也子	田辺市明洋三丁目3-10	令和 7. 3. 11

和歌山県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山県看護連盟支部	川村健太	会計責任者	木村友有子	小泉美穂	令和 7. 2. 27
自由民主党和歌山県第二選挙区支部	二階伸康	代表者の公職の種類	参議院議員候補者等	衆議院議員現職	令和 7. 3. 1
自由民主党和歌山県参議院選挙区第二支部	鶴保庸介	主たる事務所の所在地	和歌山市太田一丁目10-15 ワイチ・イーストビル101	和歌山市黒田1-107-503	令和 7. 3. 1

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
福永広次後援会	中尾守	会計責任者	福永隆之	福永初美	令和 6. 9. 16
佐井あき子後援会	佐井昭子	会計責任者	中田和代	中田昭平	令和 7. 2. 17
和歌山県鍼灸マッサージ師連盟	下平文彦	代表者	下平文彦	宮本年起	令和 6. 6. 9
		会計責任者	溝端栄美子	下平文彦	令和 6. 6. 9
和歌山県介護政治連盟	坂口和男	代表者	坂口和男	土山憲一郎	令和 7. 2. 21
かさまつみなと歩む会	笠松美奈	政治団体の名称	かさまつみなと歩む会	笠松美奈と歩む会	令和 7. 3. 1
		主たる事務所の所在地	田辺市高雄三丁目5番6号	田辺市上秋津1051	令和 7. 3. 1
和歌山県看護連盟	川村健太	主たる事務所の所在地	和歌山市太田4-11-18 リベラルパレス太田501	和歌山市太田4-11-18 リベラルパレス501	令和 7. 3. 3
		会計責任者	木村友有子	小泉美穂	令和 7. 2. 27
すえよしあや応援会	末吉亜矢	政治団体の名称	すえよしあや応援会	すえよし亜矢応援会	令和 7. 3. 3
全国産業資源循環連合会政治連盟和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟	須磨徳裕	代表者	須磨徳裕	武田全弘	令和 7. 2. 3
くるめ啓史後援会	三村康雄	会計責任者	中本久美子	杉谷茂樹	令和 7. 3. 1
出口はるお後援会	出口晴夫	会計責任者	有本義宣	小谷隆一	令和 6. 9. 1
まつい孝恵後援会	松井孝恵	代表者	松井孝恵	前田拓也	令和 7. 3. 11

和歌山県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
小森一典	小森かずのり後援会	主たる事務所の所在地	和歌山県西牟婁郡白浜町日置380番地	和歌山県西牟婁郡白浜町日置383番地の6	令和7.2.6

和歌山県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
奥田富代子	奥田とよこ後援会	令和7.2.17

和歌山県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
西岡としき後援会	松林実	令和6.10.9
浜口元司後援会	脇中範生	令和6.12.31
増田浩二後援会	古根川みち代	令和7.2.14
奥田とよこ後援会	奥田富代子	令和7.2.17

和歌山県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

資金管理団体の届出をした者 (代 表 者) の 氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
立野仁徳	串本町議会議員	串本町地域生活・産業・ 教育環境研究会	東牟婁郡串本町和深2009- 1	令和 7. 2. 12
林謙二	田辺市議会議員	林けんじ後援会	田辺市明洋三丁目3-10	令和 7. 3. 10

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、令和7年3月26日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

令和7年4月8日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 一般国道370号改築工事（美里4工区・和歌山県海草郡紀美野町毛原下字小久保地内から同町小西字大西地内まで）並びにこれに伴う町道及び一級河川付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
(次表のとおり)

裁決手続開始を決定した土地								土地所有者		土地に関して 権利を有する 関 係 人		
所 在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)	使用しようとする 土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏名	住所	権利の 種類
		登記簿	現況	登記簿	実測							
和歌山県 海草郡紀 美野町毛 原下字山 戸	59番	雑種地	雑種地	2.70	2.70	2.70	—	登記名義人（ 亡）中谷ゆゑ 恵 上記法定相続 人 山田孝宏 （持分48分の 1） 津田修作 （持分64分の 3） 津田和則 （持分64分の 3） 松本和己 （持分32分の 1） 松本光生 （持分32分の 1）	和歌山県海草 郡紀美野町小 西163番地 大阪府富田林 市津々山台一 丁目1番6-401 号 大阪府大阪狭 山市大野台一 丁目15番10号 大阪府大阪市 住吉区清水丘 一丁目9番21 号 大阪府大阪市 阿倍野区阿倍 野筋一丁目7	—	—	—

								番20-2304号			
							有北美智子 (持分32分の1)	大阪府大阪狭山市西山台二丁目11番8号			
							柴田恭子 (持分64分の1)	千葉県佐倉市山王二丁目13番地12			
							有北吉宏 (持分64分の1)	大阪府大阪狭山市狭山二丁目974番地の8			

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和7年4月8日

和歌山・徳島連合海区漁業調整委員会会長
松 村 徳 夫

- 1 定義
- この指示において「瀬戸内海に隣接する海域（紀伊水道外域）」とは、和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線、和歌山県西牟婁郡白浜町瀬戸崎から徳島県海部郡牟岐町牟岐漁港古牟岐東防波堤灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた水域をいう。
- 2 操業の制限
- 令和7年5月15日から同年6月20日までの間、さわらを目的とした操業を禁止する。
- 3 指示の有効期間
- 令和7年4月8日から令和8年3月31日まで

公 告

二級河川亀の川水系河川整備計画の変更の公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、二級河川亀の川水系河川整備計画を変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定により、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課並びに海草振興局建設部工務課及び海南工事事務所工務課においてこれを公表する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

二級河川日方川水系河川整備計画の変更の公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、二級河川日方川水系河川整備計画を変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定により、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課及び海草振興局建設部海南工事事務所工務課においてこれを公表する。

令和7年4月8日

和歌山県知事 岸 本 周 平

監 査 公 表

和歌山県監査公表第8号

令和7年2月6日付け監査報告第20号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和7年4月8日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

和歌山県監査公表第9号

令和7年2月6日付け監査報告第21号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和7年4月8日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

和歌山県監査公表第10号

令和7年2月6日付け監査報告第22号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和7年4月8日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

和歌山県監査公表第11号

令和7年2月6日付け監査報告第26号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和7年4月8日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

正 誤

正 誤

令和7年3月21日付け和歌山県報第601号県議会に関する事項和歌山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程中

ページ	誤	正
17	令和7年和歌山県条例第 号	令和7年和歌山県条例第39号